

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

六ヶ所村は国民年金事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

青森県六ヶ所村長

## 公表日

令和6年9月13日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	国民年金法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①第1号被保険者及び任意加入被保険者(以下「被保険者」という)からの資格取得関係届の受付及び日本年金機構への報告 ②被保険者の資格取得の届出勧奨 ③被保険者記録の訂正に関する日本年金機構への報告 ④被保険者からの免除等申請に関する届出の受付及び日本年金機構への報告 ⑤生活扶助の受給による法定免除に関する届出の確認及び日本年金機構への報告 ⑥老齢年金、障害年金、遺族年金、特別障害給付金、老齢福祉年金、未支給年金、死亡一時金、寡婦年金、年金生活者支援給付金の請求受付及び日本年金機構への報告
③システムの名称	宛名システム、国民年金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金関連ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) 第1項:番号法別表に規定された事務 番号法別表の37、98の項  2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により国民年金法の一部が改正され、国民年金関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。  以上の法律上の根拠より、国民年金事務である国民年金業務において個人番号を利用する。
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	六ヶ所村 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	六ヶ所村 総務課 デジタル化推進室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附475 ☎0175-72-2111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月29日	評価実施機関における担当部署	六ヶ所村 福祉部門 福祉課	六ヶ所村 福祉課	事後	
平成28年6月29日	評価実施機関における担当部署	理事 田中 幸雄	課長 田中 幸雄	事後	
平成28年6月29日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	六ヶ所村 総務部門 総務課 情報公開・個人情報保護担当	六ヶ所村 総務課 情報システムグループ 情報公開・個人情報保護担当	事後	
平成29年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民年金法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取扱う。	国民年金法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取扱う。	事後	
平成29年6月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) 第1項、番号法別表第1に規定された事務 番号法別表第1の31、95の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により国民年金法の一部が改正され、国民年金関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法律上の根拠により、国民年金事務である国民年金業務において個人番号を利用する。	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) 第1項、番号法別表第1に規定された事務 番号法別表第1の31、95の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により国民年金法の一部が改正され、国民年金関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法律上の根拠により、国民年金事務である国民年金業務において個人番号を利用する。	事後	
平成29年6月1日	5. 評価実施機関における担当部署	課長 田中 幸雄	課長 尾ヶ瀬 一成	事後	
平成29年6月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成27年7月1日 時点	平成29年5月1日 時点	事後	
平成29年6月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	なし	平成29年5月1日 時点	事後	
平成30年6月22日	5. 評価実施機関における担当部署	課長 尾ヶ瀬 一成	福祉課長	事後	
平成30年6月22日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	
平成30年6月22日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	
令和1年6月19日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成30年5月1日 時点	平成31年5月1日 時点	事後	
令和1年6月19日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成30年5月1日 時点	平成31年5月1日 時点	事後	
令和1年6月19日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	六ヶ所村 総務課 情報システムグループ 情報公開・個人情報保護担当	六ヶ所村 総務課 情報システムグループ	事後	
令和1年6月19日	IVリスク対策	なし	様式変更により項目を追加	事後	
令和2年6月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和1年5月1日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
令和2年6月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和1年5月1日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
令和3年6月3日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和2年5月1日 時点	令和3年5月1日 時点	事後	
令和3年6月3日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和2年5月1日 時点	令和3年5月1日 時点	事後	
令和4年6月15日	II しいき値判断項目 1. 取扱者数(いつ時点の計数か)	1000人未満(任意実施)	1000人以上1万人未満	事後	
令和4年6月15日	II しいき値判断項目 1. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和3年5月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和4年6月15日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和3年5月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和5年8月4日	II しいき値判断項目 1. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和4年6月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和5年8月4日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和4年6月1日 時点	令和5年7月1日 時点	事後	
令和5年8月4日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	六ヶ所村 総務課 情報システムグループ	六ヶ所村 総務課 デジタル化推進室	事後	
令和6年8月20日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) 第1項、番号法別表第1に規定された事務 番号法別表第1の31、95の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により国民年金法の一部が改正され、国民年金関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。 以上の法律上の根拠により、国民年金事務である国民年金業務において個人番号を利用する。	国民年金関連ファイル	事後	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月20日	I 関連情報 3. 個人番号利用 法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第9条(利用範囲)</p> <p>第1項:番号法別表第11に規定された事務 番号法別表第1の31、95の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により国民年金法の一部が改正され、国民年金関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</p> <p>以上の法律上の根拠より、国民年金事務である国民年金業務において個人番号を利用する。</p>	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>・第9条(利用範囲)</p> <p>第1項:番号法別表に規定された事務 番号法別表の37、98の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年5月31日法律第28号)により国民年金法の一部が改正され、国民年金関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</p> <p>以上の法律上の根拠より、国民年金事務である国民年金業務において個人番号を利用する。</p>	事後	
令和6年8月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	令和5年7月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和6年8月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	令和5年7月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	